

EB債(他社株転換可能債券)の特徴やリスクとは？

1. そもそもEB債とは？

- EB債（イービー債：エクステンジャブル・ボンド）とは、「他社株転換可能債」といわれる複雑な金融商品です。本商品は債券であるにもかかわらず、償還日までの株価変動によっては、満期日に金銭（償還金）が支払われる代わりに、当該債券の発行者とは異なる会社の株式（他社株）が交付される場合もあります。
- EB債は、複雑な仕組みの金融商品ですので、商品の特性についてしっかりと説明を受け、十分に理解した上で、購入しましょう。

○ 魅力

- ✓ 定期預金や個人向け国債などと比較すると、利子が多くもらえる場合があります。
- ✓

○ 注意すべき事項

- ✓ 償還の際に損失が生じるおそれがあるということが重要なポイントです。
- ✓ 具体的には、「対象株式の価格」が一定価格を下回ると、金銭（償還金）が支払われるのではなく、債券の発行者とは異なる別の会社の株式（他社株式）が交付されます。この場合、交付された株式の時価によっては、実質的な償還金額がEB債への投資元本を下回り（元本割れ）、損失が生じるおそれがあります。
- ✓ また、交付された株式の時価がさらに下がることにより、損失が拡大するおそれもあります。

○説明を受けるべき事項

- ✓ EB債の商品内容はもちろんですが、将来の対象株式の価格変動が与える影響をグラフ等で確認するなど、EB債の投資効果についても十分な説明を受けましょう。

2. EB債の商品内容を理解するポイント

- EB債は、将来の「対象株式の価格」の変動によっては、「債券」というよりは「株式」を購入するのと同等の経済効果を持ちます。そのため、以下のポイントについて、証券会社から必ず説明を受けて、商品内容を十分に理解しましょう。

ポイント1 発行・償還条件等の確認

「償還年限」・・・いつ償還されるのか。

「利率」・・・債券の利子はいくらもらえるのか。

※年利で表示されていますので、実際にもらえる金額も確認しておきましょう。

「発行価格」・・・発行時の債券の価格はいくらか。

「償還価格」・・・金銭で償還されるのはどのような場合か、その場合に償還される金額はいくらか。

また、株式で償還されるのはどのような場合か。

※株式で償還されるか、金銭で償還されるかは、将来の株価次第ですので、この点が投資判断の際の重要なポイントとなります。

「当初価格」・・・発行条件設定の際に基準となった対象株式の価格はいくらか。

「基準価格」・・・株式で償還されること等の条件が決まる価格はいくらか。

「発行者の信用リスク」・・・債券の発行者はどんな会社か。また、その会社の財務状況や格付けはどうか。

※債券の発行者の経営、財務状況の変化及びそれらに対する外部評価の変化などにより、

- ①元本や利息の支払い能力（信用度）が変化し、それらの支払が滞ったり、支払不能となるリスクや②債券の価格が変動することに伴って、売却する際に投資元本を割り込み、損失を被るリスクがあります。

等、債券の発行・償還条件を確認しましょう。

ポイント2 他社株式への転換に係る事項の確認

- ✓ 「基準価格」と「勧誘された時期における対象株式の価格」との乖離幅（基準価格に対して現在の株価がどれくらい離れているのか）はどうか。
- ✓ 「ノックイン条項」（満期までの一定期間中、転換対象株式の価格が一度でもノックイン価格に達した場合＜ノックインすれば＞、EBと同様の償還条件となる条項）はどのような内容になっているか。「発行価格」・・・発行時の債券の価格はいくらか。

等、他社株式への転換に係る事項を確認しましょう。

※一般的に、「ノックイン条項」とは、原資産等が一定の価格に達した場合に、権利が発生する条項のことをいいます。また、ノックアウト条項とは、原資産等が一定の価格に達した場合に、権利が消滅する条項のことをいいます。

ポイント3 投資判断時の対象株式の価格水準の確認

- ✓ EB債の発行条件を設定する際に基準となった対象株式の価格と、お客様の投資判断の際の対象株式の価格とを比較した場合、EB債の発行条件がお客様にとって不利なもの（注）になっていることがありますので、対象株式の価格水準についてもよく確認しましょう。

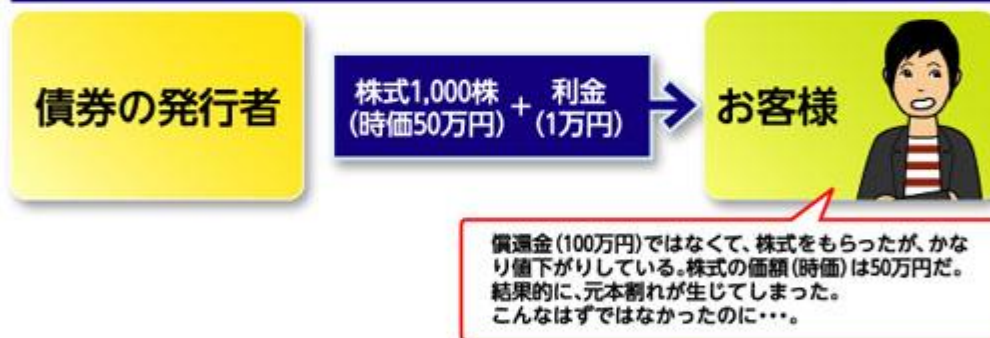
（注）投資判断時の株価が発行条件の設定時に比べて下落しているようなケースでは、基準価格に到達するまでの株価の幅（価格差）がすでに縮小していることになります。

<発行時>



<満期(償還)>

(1) 「対象株式の価格」 < 「基準価格」となった場合



(2) 「対象株式の価格」 ≥ 「基準価格」の場合



※上記以外にも、様々な商品がありますので、目論見書等によりきちんと説明を受けましょう。

円建他社株転換条件付デジタル・クーポン債券
(ノックイン型・期限前償還条項付)

〇〇金融公社が発行する債券ですが、〇〇金融公社の株式に転換されるわけではありません。

償還年限もきちんと確認しましょう。

対象株式の価格水準などもきちんと確認しましょう。

発行体 ●●金融公社

券面総額 ●●億円

表面利率 (1) 2010年9月1日-2010年12月25日 → 年10%
(2) 2010年12月25日-償還日または早期償還前日
利率決定日の対象株式の終値が
(a) 利率決定価格以上の場合 → 年10%
(b) 利率決定価格未満の場合 → 年1%
* 利率決定価格: 当初価格の80%

期間 2年

売 出 期 間 2010年8月21日-8月29日

受 渡 日 2010年9月1日

償 還 日 2012年8月26日

売 出 人 ●●証券

対 象 株 式 ●●商事

早 期 償 還 期限前償還判定日の対象株式の終値が期限前償還判定価格以上の場合
→ 額面金額で償還
* 期限前償還判定価格: 当初価格の105%

満 期 償 還 (1) ノックイン事由が発生しなかった場合
→ 額面金額で償還
(2) ノックイン事由が発生した場合
→ 交付株式数の対象株式と現金残余额の交付で償還
* 転換価格: 当初価格の100%
* ノックイン価格: 当初価格の60%
* ノックイン事由: 対象株式価格が一度でもノックイン価格以下になること

計算代理人 ●●

利率として年利が表示されることが一般的ですので、実際に受け取る利金の額も計算してみましょう。預貯金などの金利と比べると、かなり高い場合(ボーナスクーポンなどと表記される場合もあります)がありますが、償還時に損失が生じるおそれがありますので、注意が必要です。

利率の変更の条件についてもきちんと確認しましょう。

早期償還の条件やノックイン条項など償還時の条件についてもきちんと確認しましょう。さらに複雑な条件の場合もあります。

○ EB債への投資により生ずる可能性のある損失等に関して

- ✓ 株式で償還される場合、そのときの株式の価格によっては実質的な償還金額が投資元本を下回る(損失)可能性があります。
- ✓ EB債は、対象株式を購入する場合と同様に、対象株式の価格の下落により損失が生じる可能性があります。

※また、EB債に特有のものではありませんが、債券の発行者の経営、財務状況の変化及びそれらに対する外部評価の変化などにより、①元本や利息の支払い能力(信用度)が変化し、それらの支払が滞ったり、支払不能となるリスクや②債券の価格が変動することに伴って、売却する際に投資元本を割り込み、損失を被るリスクがあります。

※ 上記の事項は、一般的なEBの重要な事項についての考え方を示したものです。したがって、EB債の商品性等によっては上記以外の重要事項もありますので、きちんと説明を受け、理解しましょう。また、募集・売り出しにより販売されるEB債については、上記の事項を含め、目論見書を読んで、不明な点があれば、証券会社に説明を求めましょう。

以 上